

昨年から、マイナンバーの通知カードが皆様のお手元に配布されていますとおり、本年1月からマイナンバー制度の利用がスタートします。マイナンバーは日本に住民票があるすべての方(日本人、外国人を問わず)に配られ、赤ちゃんからお年寄りまで、全ての方に割り振られる12ケタの番号です。

かねてから国民一人一人に番号をつける動きはありましたが、2007年の消えた年金問題で導入の動きが加速し、昨年からマイナンバーの通知が始まり、今年からマイナンバー制度の利用がスタートすることになりました。

マイナンバー制度の導入の目的は、行政の効率化、公正・公平な社会の実現、国民の利便性の向上にあると言われています。つまり、消えた年金問題で露呈した同姓同名や氏の変更による同一人特定の難しさや紙の文書による保管の不完全さを克服するため、データで個人の情報を管理していくことになりました。

まず、マイナンバー制度の開始当初は、税・社会保障・災害対策の3分野に限り、マイナンバーの利用・活用が始まります。具体的には、税金の申告書や健康保険・年金・雇用保険などの書類にマイナンバーの記入が求められていくこととなります。一説には、戦後最

大の社会制度改革とも言われ、今後は様々な場面で、マイナンバーが利用・活用されたり、マイナンバーが我々の生活の中に浸透していくことが想定されています。



皆様のお手元に届いているマイナンバーカードは、通知カードと違って、これだけでは身分証明にはならず、今年1月以降、役所に申請して個人番号カードを受け取ることによって免許証と同じく、公的な身分証明書となります。

制度開始当初は、税・社会保障・災害対策の3分野にだけ、マイナンバーが利用・活用されますが、今後は法改正により徐々に利用される分野が広がられていくことが予定されています。それに伴い、金融機関へマイナンバーを届け出ることや、新規の口座開設時にマイナンバーの提供を求められることも出てくるかもしれません。マイナンバー制度は我々の暮らしを便利にする可能性を秘めているという点でメリットはありますが、情報漏洩・なりすましといったリスクやマイナンバーを元にした国家による情報の一元化の危険性などデメリットもある制度です。したがって、我々は国民の一人として制度の利用・運用に注視していく必要があると思われます。

神戸駅周辺  
グルメリポート  
もつ鍋 才谷

冬も深まり、めつかり寒くなってきました。今回は鍋料理屋さんをご紹介します。JR神戸駅徒歩2分の「もつ鍋 才谷」さんです。関西でも、もつ鍋を出すお店はあると思いますが、才谷さんは神戸駅で人気のもつ鍋専門店です。実は私のもつがそんなに得意ではないので

ですが、そんな私でも、才谷さんの醤油味のもつ鍋は大変おいしかったです。サイドメニューも充実しており、週末は予約が必要ですが、よろしければ、皆さんもぜひ一度、足を運んでみて下さい。(事務局 A. T)

もつ鍋 才谷  
中央区相生町2丁目2-6  
☎078-361-0291  
中央区相生町2丁目2-6  
営業時間/17:00~23:00  
定休日/不定休



「アツアツのもつ鍋」



リーガルドクター  
の  
ごあんない

法律事務所 絆ではリーガルドクターという制度を設けています。離婚・交通事故・相続など思わぬトラブルに見舞われた時、法的なアドバイスはもちろん、精神的な支えにもなるよう努めさせております。皆様の顧問弁護士としてご利用いただければ幸いです。 顧問料 年間52500円(税込)

<年末年始休業のお知らせ>  
平成27年12月27日(日)から平成28年1月3日(日)は年末年始休業のため休ませていただきます。

<土曜日>  
交通事故・離婚無料相談実施中

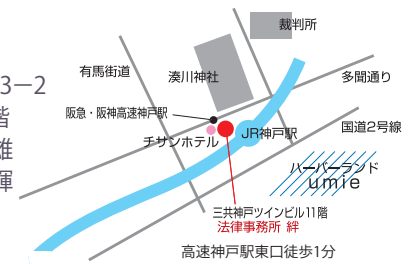


三共神戸ツインビル11階

[ 編集後記 ] 新年あけましておめでとうございます。事務所ニュースも第5号となりました。いつも神戸駅周辺のお店をご紹介させて頂いていますが、そろそろネタが尽きそうで心配です。本年もよろしくお願致します。(事務局 A. T)



法律事務所 絆  
〒650-0027  
神戸市中央区中町通2-3-2  
三共神戸ツインビル11階  
所長 弁護士 田中秀雄  
弁護士 田中勇輝  
TEL 078-335-5037  
FAX 078-335-5038  
http://www.lo-kizuna-kobe.com/  
営業時間 月~金 9時から19時  
土 9時から17時(日、祝休み)



交通事故・離婚無料相談実施中



モザイク・メリケンパークという神戸の湾岸地帯は海が見渡せるきれいな風景が広がっています。メリケンパークの一角には、「神戸港震災メモリア

ルパーク」が設けられており、震災当時の被害状況をパネルや映像で展示し、今でも阪神・淡路大震災を神戸の人の胸に刻んでいます



震災メモリアルパーク

新年あけましておめでとうございます  
昨年中は大変お世話になりました。おかげさまで、法律事務所 絆は今年4年目を迎えます。そして私は弁護士生活42年目を迎えます。42年を経た今も、初心を忘れずに、依頼者の皆様の信頼にお応えできるよう弁護士として頑張っていく所存でございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。  
2016年元旦 法律事務所 絆 所長 弁護士 田中 秀雄



モザイク



神戸港の被災

法律事務所 絆 検索

法律事務所 絆のホームページには、離婚・交通事故に関する情報、弁護士のひとりごとなど、皆様のお役に立てる情報を載せております。皆様やお知り合いの方が困られたときにご参考にしていただければ幸いです。





弁護士 田中 秀雄

### ●4年目の親子鷹

息子との共同の仕事も4年目を迎えた。約1年10ヶ月共にやってきた刑事事件が昨年8月に判決となり終わった。共同で受任している事件はまだあるが、ほとんどの事件は別々に受任し、お互いに別行動が多くなった。お互いの受任事件の処理についての相談は席が隣だから頻繁に行っている。刑事事件と一緒にやっていて思ったが、尋問技術も弁護士に成り立ての頃より数段進歩している。また、昨年8月29日に弁護士会主催のイベントの集会に出たとき、演説者の1人であった息子の発言を初めて聞いて「お主やるな」と思った。はつきり言って私よりはるかに上手い。よくとおる声だしメリハリも利いている。普段、政治的発言はしないが、勉強するとこれだけ喋れるのだなと感心した。知り合いの弁護士から「お父さんを超えている」と褒められた。そうは思わないけれども、それはそれで嬉しいことである。

### ●民事事件と刑事事件、どちらが好きか

息子に「君にとって刑事事件とは何か」と聞くと「ライフワークと思っている」と答えた。私は、刑事事件は弁護士の原点であると思っているし、弁護士は刑事事件の依頼があれば否応なく引き受けなければならないと思っている。だから息子が「刑事事件はライフワーク」と思っていることは息子がまともな弁護士であることの証であり、喜ばしい。

そうは思っているものの、実を言えば私自身は刑事事件より民事事件の方が好きだ。なぜかといえば、民事事件は原告側も被告側も武器は対等なのでお互いの力量や経験の差が出ると思っているが、刑事事件は検察側と弁護側では証拠を握っている検察側が圧倒的に有利であって、ボクシングで言えばヘビー級とフライ級のボクサーが闘うようなものだと思っただけである。

### ●無罪は勲章

弁護士生活42年目に入った私であるが、これまで殺人事件と業務上過失傷害事件で2件無罪を取ったことがある。たった2件かと思わないでほしい。実は弁護士にとって無罪判決は勲章のようなものである。日本の刑事裁判の有罪率は99.97%である。2000年頃からは、無罪判決を受ける人は千人から二千人に1人であり、ここ数年無罪判決を受ける人は年間数十名しかいないとされている。それほど数多く刑事事件を担当したわけでもない私が2件も無罪判決を得たのは私自身の努力もあるがどちらも担当裁判官に恵まれたからであり、単に運が良かったからに過ぎないと思っている。

### ●神戸まつり事件

1件は神戸まつり事件である。これは、私が以前所属していた事務所のボスの弁護士と一緒に担当した事件である。当時19歳の少年であったA君が神戸まつりを見物に行ったところ、神戸まつりの熱狂の中で群衆心理にかられ他の人達と一緒に警察の大型輸送車を押したところ、この輸送車に神戸新聞社のカメラマンが轢かれて亡くなった。A君は輸送車の後ろにカメラマンが倒れていることなど全く知らなかった。ところが、警察は未成年のA君を逮捕し、しかもカメラマンの殺人事件の被疑者として取り調べているのに殺人での取り調べはないとA君を騙し、A君が「人が倒れている」と言うような声は聞いていないと何度も述べているのに、聞こえないはずはないと決めつけ、遂に未成年のA君から「人が倒れている」という声を聞いたとの供述を取った。さらに大型輸送車を押し続ければ人が轢かれるがそれで

も構わないと思って押したとの供述まで取り、A君を殺人罪で起訴し懲役10年を求刑した。19歳の少年からこのような供述を引き出すのは百戦錬磨の警察官には朝飯前だったであろう。A君はこのような供述をしてもまさか殺人罪で起訴されるなどと全く思わなかったので調書に署名したのである。この裁判では当時の目撃者と一緒に大型輸送車を押した人達を探し出し、証人として出してもらう地道な努力の積み重ねであった。努力は報われ、1審の神戸地裁はA君の警察官に対する自白調書も検察官に対する自白調書も違法な取り調べで得られた証拠であるとして証拠採用せずA君は殺人につき無罪となった。検察庁は大阪高裁に控訴したが、大阪高裁は控訴を棄却し8年にわたる長い闘いは終わった。

### ●業務上過失傷害事件

もう1件は、業務上過失傷害事件である。70代男性のBさんは、赤信号を無視して交差点に進入した過失により、右方道路から青色信号に従って交差点に進入した被害者運転の車に衝突させ、運転手である夫と後部座席の妻にも各2週間ほどの傷害を負わせたとして起訴された。ところが、Bさんによれば、40年以上安全運転をやってきてこれまで無事故無違反であることが自慢であり、この日も交差点は青信号で進入したので自分は無罪であると言うことであった。Bさんは、当日現場に来た警察官に対し、自分は青信号を確認したと述べたが、それをいくら言っても相手の運転手の言うことばかり信用してBさんの言うことは全く信用してくれなかった。Bさんは、何時間も現場で待たされたため根負けしてしまい、警察官に言われるままに「事故を起こした原因は、自分の信号の見落としなので、相手の車の修理に掛かる費用は誠意を持って処理したいと思います」という内容の筆を書いて警察官に渡してしまい、さらに、Bさんは事故の1ヶ月後に警察署に呼ばれ、繰り返し青信号を確認して交差点に進入したと述べても信用してくれなかったため根負けして赤信号を無視したことを認める内容の供述調書に署名捺印させられてしまった。

裁判は圧倒的にBさんが不利であったが、あると思われそうな供述調書や実況見分調書の証拠開示の申立てを行ったところ、検察官がほとんどすべてを任意で開示してくれた。Bさんや被害者夫婦や目撃者が警察官の前で述べた供述調書と検察官の前で述べた供述調書を丹念に何度も読むと調書の内容が微妙に違っていることがわかってきた。

証人尋問では、証人となって出廷した被害者夫婦の警察での供述調書と検察庁での供述調書の食い違いを指摘した。夫は交差点に進入する直前に進行方向左側を見たが、100m先から南に進行してくる車はなかったと証言した。私は、夫の証言が正確なものであれば、Bさんが100m先から南に走行してきたとすれば、Bさんの車の速度は時速87km以上でなければならず、Bさんの車の速度は40kmくらいであったとの夫のこれまでの供述と矛盾すると指摘した。結局、裁判長は、被害者とされる夫婦の供述は信用出来ないと判断してくれた。その一方で、裁判長は、前方の青信号を確認してから交差点に進入したとのBさんの供述も信用出来ないと判断した。勝負の決め手になったのは目撃者の証言であった。目撃者の現場監督の人は、供述調書とは異なり、自分は赤信号から青信号に変わるのを目撃したのではなく青信号しか目撃していないと証言した。裁判長は、この事件で唯一信用出来るのは目撃者の供述であり、事故の音を聞いてから2秒くらいして北側を振り返った可能性がありその時の信号の色が青信号であったとの目撃者の供述はその限りで信用でき、そうするとBさんが青信号で本件交差点に進入した可能性もあり、結局本件ではBさんが赤信号を無視したとの起訴事実立証されておらず証拠不十分と言わざるを得ないと判断した。

被害者夫婦は、自分達の進行方向である東側の信号は青信号であると警察官にも検察官にも終始述べていたにもかかわらず、裁判長から、夫婦2人共その供述は信用出来ないとと言われて、Bさんは無罪となったのだからBさんの完全勝利と言っている。残念ながら勇気を持って無罪判決を出す裁判官はそうは多くはない。日本の刑事裁判官には自白調書があればそれだけで検察官の言い分を信用してしまう人が多いが、この事件が勇気ある裁判官の担当であったことは、Bさんの運が良かったとしか言いようがない。結局、検察官は控訴せず、Bさんの無罪が確定した。



## あすわか兵庫劇団

弁護士 田中 勇輝

今回は、日常の裁判業務以外で私が取り組んでいる活動についてご紹介したいと思います。

私は、「あすわか」という若手弁護士の団体に所属していますが、この「あすわか」というのは、正式名称を「明日の自由を守る若手弁護士の会」と言って、全国的に組織されている団体です。憲法改正論議の際に、より憲法を身近に知ってもらう「知憲」活動を行うことを目的として設立された若手弁護士（登録15年目まで）有志の団体で、私はその兵庫支部に所属しています。兵庫支部は2013年に設立されたばかりですが、すでに兵庫県で50名弱も登録している弁護士がいます。

「あすわか」の主な活動としては、各地に弁護士を派遣して憲法の講義をするといったことですが、その他兵庫支部が力を入れて行っているのは、あすわか兵庫劇団というものを立ち上げての各地での憲法演劇の公演です。

神戸合同法律事務所の吉田維一弁護士が脚本を書き、それについて私含め10人前後で、憲法に関する30分から40分程度の演劇をするというものです。この劇も、私が加入してからだけでも2年が経とうとしておりますが、既に第三作を迎えています。



▼ 第三作「憲法が起きるまで」 ▲

第一作は、「憲法ができるまで」という題名で、国王が専制的に国民を支配していた時代から権力者を制限する憲法ができる過程を、第二作は「戦争が起きるまで」という題名で、権力者が憲法をないがしろにして悪法を成立させ戦争が始まるというストーリーを、第三作は「憲法が起きるまで」という題名で、若者たちが憲法の重要性に気付き立ち上がったことから政治が変わり未来も変わるという内容になっています。内容的にはどこかで聞いたような時勢を反映した重いものばかりですが、所々にコミカルな部分を入れ、笑って（微笑んで）も頂ける内容にしようとして取り組んでおります。

私は、どの作においても、権力者の側近という悪役を演じておりますが、なぜか所々で歌も唄ったりしています。当然これまで演劇の経験などなく、舞台上で歌を唄うということもありませんでしたので、最初は恥ずかしさと気軽にOKしたことへの後悔しかありませんでしたが、舞台を経るにつれて、不思議と気持ち良さが出てくるもので、今はどうやったら自然な演技ができるのかをテレビドラマを観ながら考えたりしています。まさかこの年齢から演劇を始

めるとは思っていませんでしたが、舞台上で大声で自分とは違う人格を演じるというのは、それはそれで面白いものですし、今は一つの趣味のように割り切って楽しんでおります。

このあすわか兵庫劇団も、幸いお招き頂く機会も少しずつ増えて、お陰様で、今は、2、3か月に一度は必ず公演をしているような状況です。やはり、憲法に関する講演を開いている各団体では、肩肘を張ることなく観られる演劇というのは興味をお持ち頂けるようです。

今年も、2月には和歌山まで遠征に行き、3月には尼崎、5月には姫路で招待を頂いておりますので、今後もしどこかお目に止まることがあれば是非足を運んで頂ければ幸いです。劇団員の中でも若輩に属する私が言うのも恐縮ですが、ほとんどの弁護士が演劇の経験などないお世辞にも上手いとは言えない素人演劇です。それでも、脚本も良く出来ていますし、何より素人弁護士が集まって芝居に歌に悪戦苦闘していることで、憲法というものの重要性が少しでも伝わればと考えています。

個人的にも、舞台での演劇を経て、心なしか法廷で話す時の度胸も増したような気がしておりますので、今後も、弁護士として役者として、精進していければと思っております。



▲ 第一作「憲法ができるまで」